No.2502 (2012.

2012年6月28日、

アメリカ

最高裁判決が意味するもの

ジョージタウン大学政治学部 南山大学外国語学部英米学科 准教授

客員研究員

山岸敬和

はじめに

っていたため、

この判決を

意外

化条項 決前は義務化条項に違憲判決が出 るのではないかという憶測が広ま プログラムも有効だとされた。判 らに法律に含まれたその他多くの いては合憲との判断が出され、さ 個人に対する民間保険加入の義務 と呼ばれ、また最も論議を呼んだ、 を違憲としたが、法律の「心臓部」 tection and Affordable Care Act 医療制度改革法(The Patient Pro 裁)は2010年3月に成立した 合衆国最高裁判所(以下、最高 改革法)に対してその一部 (以下、義務化条項)につ

7. 21)

なった。 決が下されることも、メディアに 心を持ち始めた。大統領選挙を約 リカ市民は判決の行方に大きな関 た。そして連邦下級裁判所で最初 州が違憲であるとの訴えを起こし よる報道が加熱した大きな原因と 4カ月後に控えたタイミングで判 に違憲の判決が出されると、アメ だと感じた人は少なくなかった。 改革法が通過してから26に上る

ばオバマ政権の失態を追求する絶 共和党にとっては違憲判決が出れ な痛手となったはずである。他方、 定されることは政権にとって大き わば目玉商品であった。それを否 改革法はオバマ政権1期目のい

> 判決は長期的にも、政治、 及ぼすものであった。 社会、そして人々の生活に影響を なると考えられていた。またこの 選挙に向けての戦いにも追い風に これだけアメリカ国内では最重 の機会を得る事になり、 11 月 の 経済、

の歴史から始め、 はあまり馴染みのない連邦最高裁 日本人にとってアメリカ医療制度 らず、日本人の関心はそれほど高 要争点になっているのにもかかわ 下された最高裁の判決の意味とそ たがって本稿では、まず日本人に 知識不足があると考えられる。し カ憲法や裁判所システムに対する が理解しにくいのに加え、アメリ いわけではない。その背景には、 医療制度改革に

中の最高裁 アメリカ政治システムの

の影響について論じる。

はほとんどない。 ィアで大きく取り上げられること 知っている人は多くないし、メデ しかし、このような一連の流れを 審査に付されることになっている。 行なわれる衆議院選挙の際に国民 命される1。そして任命後初めて 閣によって指名され天皇により任 日 本では、最高裁判所長官は内

要となる。 割の違いをまず理解することが重 解するためには、両国の政治シス れる。このような日米の違いを理 ぶ「政治的アクター」として見ら には大きな議論を巻き起こす。そ テムとその中における最高裁の役 して、裁判所は大統領や議会と並 って、最高裁の判事を任命する際 他方、アメリカは特に近年にな

なものであるといってよい。その メリカの三権分立は「より厳格」 のクラスで学ぶことであるが、ア 存在するということは誰もが公民 違いである。日本でも三権分立が 第一の違いは、三権分立の質

連邦政府を作ることであったので 権力をできるだけ分散させながら 起草されるときの最重要課題は とがある。 を否定する中で生まれたというこ ギリスの中央集権的政治システム 背景には、 アメリカ合衆国憲法が アメリカという国]がイ

にあたれるように任期は終身とさ け他の二府から独立してその任務 統領が任命する。しかしできるだ が指名、上院が承認し、そして大 所の判事は大統領(行政府の長) が導入されたのである。最高裁判 とらせるような三権分立システム お互いに抑制と均衡のバランスを できるだけ同等の権力を持たせ には、行政府、立法府、 このような背景から、 司法府に 連邦政府

府に比べると弱いと考えられてい できるだけ優先されるべきだとす めたことは、民主主義の名の下に かったことにある。これは、一般 を判断する権限が明記されていな 法律について最高裁が合憲か否か た。その原因のひとつとなったの それでも司法府の権力は他の二 民の代表で構成される議会が決 憲法には連邦議会が制定した

> せていったといえる2。 は三権分立の中での地位を向上さ よって確立され、それ以降最高裁 ン・マーシャル最高裁首席判事に は1801年1月に就任したジョ る考えがあったからである。 し、このいわゆる違憲立法審査権 し

日米の政治システムのもうひと

くい部分である。 用する日本人にとっては理解しに は単一性という政治システムを採 邦政府と州政府が並び立つような つの大きな違いは、アメリカが連 法、軍隊、警察などを持つ。これ 形を採っている。各州は独自の憲 権限を共有する形、 憲法上、連邦政府は州政府と統治 邦制を採用していることにある。 換言すれば連

する力は、三権分立だけではなく アメリカの連邦制には、 う歴史的背景がある。その結果、 邦政府に先んじて形成されたとい できるだけ権力を分散させようと する仕組みが組み込まれている。 の役割を必要最低限に抑えようと のには、アメリカでは州政府が連 注邦制の背後にも働いているので 連邦政府

連邦政府と州政府との役割分担

ある3。 外は、州政府の管轄だというので 受け、連邦議会の立法権限につい れている。ここに書かれた仕事以 憲法第一章第八条にはこの精神を をやるべきだという考えである。 政府は憲法に明記されたことだけ というものがある。これは、 て18項にわたってリストアップさ を示す言葉に「明記された権限

のである。 り方についての判断を下す機関な 政治システムの中で、三権分立の の抑制と均衡のバランスの上に立 バランスと、 分立という「横」の抑制と均衡の 高機関である最高裁はこのような ったものなのである。司法府の最 一部であると同時に、 すなわち、 「縦」と「横」のバランスの在 アメリカ政治は三権 連邦制という 「縦_ 憲法を根拠

アメリカで連邦制が採用された

12

が確立していたとはいえ、 に入るまでの連邦政府は「夜警国 紀初頭に最高裁の違憲立法審査権 向は時代とともに変化する。19世 たとしてもその影響も限定されて 定されており、違憲判決が出され 家」と評されるほどその役割が限 最高裁が持つ影響力と判断の 20 世紀 傾

> いたアメリカ市民の多くは、連邦 せないことに対して不満を持って て州政府が効果的な政策を生み出 ってからである。経済不況に対し 福祉プログラムの拡大などを行な 府による経済活動への規制や社会 が大恐慌を脱するために、連邦政 ランクリン・D・ローズヴェルト 1932年に大統領に当選したフ これに大きな変化が起きたのは、

政府の役割の拡大をしようとする

ローズヴェルトを歓迎した。

ない。最高裁はこれを根拠に、ロ ら逸脱したことを行なってはなら と比べて)制約を設けている。連 り明確な(少なくとも日本国憲法 カの憲法は、 に対して違憲判決を下したのであ った全国産業復興法や農業調整法 ーズヴェルト政権の目玉政策であ 邦政府は憲法に明記された権限 しかし、既述したようにアメリ 連邦政府の役割によ

リベラルな方向性に政策転換を行 あったいえるが、次第に最高裁は 決はいわば保守の方からの判決で ようになった。公立学校における なうための手段としても見られる ロー 《種差別政策に終止符を打った1 ズヴェルト政権時の違憲判 最高裁が政策変更の場として見

判決などはその一例である。
73年のロー対ウェイド裁判での
裁判での判決や、妊娠中絶をする
裁判での判決や、妊娠中絶をする

とはできなかった4。 とはできなかった4。 とはできなかった4。

られ始めると、最高裁の判事の承認過程に大きな変化が起きた。判事の上院における承認過程が長期化するようになったのである。 最高裁は、8人の陪審判事と1 人の首席判事の合計9人によって人の首席判事の合計9人によってある。 かされている。新しい判事が任命されるのは、欠員が出たときの命されるのは、欠員が出たときのみとされている。

対し大きな影響を与えるアクターを下すかである。最高裁が政策に事になったときにどのような判断や連邦議員の関心は、候補者が判め、

大きく取り上げられた。 大きく取り上げられた。

最高裁が経済・社会問題に積極

度改革への判断を下したのである。 中で最高裁はオバマ政権の医療制 このような制度的・歴史的文脈の 裁は政策転換を起こすアクターと らだといえる。そして近年、 きるだけ権力を分散させるために といえる。三権分立と連邦制はで に、日本人にとっては理解できな してもその存在感を増してきた。 のバランスをとる存在でもあるか 分立を構成する一部としてだけで 力を持ち得るのは、最高裁は三権 な仕組みの中で最高裁が大きな権 導入されたものである。このよう いほどの「政治的存在感」がある アメリカの最高裁は以上のよう 憲法に基づいて全体の権力 最高

最高裁 医療制度改革法と

2

『社会保険旬報』6月1日号に 掲載された「アメリカ医療制度改 をめぐる争い」で、アメリカの 医療制度の発展と、その中におけ 医療制度の発展と、その中におけ を対するのでここでは詳細な が、一点だけ強調し でおきたいことがある。

そしてその他の人々の多くは、民 は全体の25・2%を占めている。 害者、そして貧困層である。これ は多くはないであろう。公的保険 となっている。しかし、その他の の成年の中で17・1%が無保険者 である。2011年には18才以上 間保険に加入しているということ 間保険に加入している。民間保険 が提供されているのは高齢者、 いるのかを正確に理解している人 人々がどのような保険に加入して とは日本でも比較的知られた事実 である。無保険者が多いというこ (雇用を通じて加入するものは44 それは、アメリカ人の多くは民 加入している者は全体の約60% にも及ぶる。 障

> していった。 うな低保険者の数は、特に198 のは、保険を持っていても免責額 権が解決しようとしたのは、 減したことが原因となって、 する医療保険にかかるコストを削 下に多くの雇用主が従業員に提供 0年以降、国際競争力強化の名の に加入している者である。このよ 大きく限定されていたりする保険 が高かったり、保険の適用範囲 人々が多くいた。低保険者という 会社から加入を拒否されてしまう ない自営業者たちや、 無保険者の中には、 険者問題と低保険者問題である。 このような状況の中でオバマ政 既往症を持っていて民間保険 雇用主を持た 健康な若年

オバマ政権はこの無保険者問題な、大きな「足かせ」があった。が、大きな「足かせ」があった。それは民間保険産業からの反対である。もし公的保険を拡大することで問題の解決を図ろうとすれば、それはすなわち民間保険産業からの変素を宣告するようなものである。民間保険会社から多額の政ある。民間保険会社から多額の政ある。民間保険会社から多額の政治献金を受ける政治家たちにとってそれは困難なことであった。

それを拒否するものには

とである。 来も加入し続けることができます 足しているのであれば、それを将 あなたが今加入している保険に満 こに私がひとつ保証します。もし いるときに、オバマ大統領が「こ ない者が少なからずいるというこ と強調したのはそのためであ 自分の保険に大きな不満は 改革法案が審議されて

以上の従業員を持つ雇用者に対し 者に対して民間保険への加入を義 義務付けた。第三に、メディケイ することを禁じた。第二に、 したり法外な保険料を請求したり て既往症を理由に保険加入を拒否 された。第一に、保険会社に対し うな訴訟は起きなかったのである。 ることができていたら、 が直接運営する公的保険を設立す つながっていった。もし連邦政府 そしてそれが今回の違憲訴訟へと 果たすということをせざるを得ず、 険を利用しながら皆保険の実現を その結果、 用ベースの保険に加入できない の対象者を拡大した。第四に 改革法には五つの仕掛けが用意 従業員への医療保険の提供を オ バマ政権は民間保 今回のよ 51 人

> を用意して、そこから政府の価格 所(Health Insurance Exchange) 助を設け、さらには医療保険交換 険に加入できない者に税制上の補 とした。第五に、雇用ベースの保 し695ドルが上限)が課される 年収の2・5%のペナルティ できるようにした。 ンに沿った民間保険プランを選択 と保険内容についてのガイドライ 徂

た。 月に初めて行なわれることになっ の義務付けの施行は2014年1 かし、メディケイドの拡大や、 は2010年には開始された。 ラム、特に人気のあるプログラム 改革法の中のいくつかのプロ 「心臓部」に当たる保険介入 法 グ

拡大も、 条項もメディケイドの 邦政府と州政府の統治権限をめぐ ドの拡大についてである。この訴 たのは、義務化条項とメディケイ いない権限であり、 ダに代表される26の州は、 るものである。原告であるフロリ えの根本は、連邦制、 がなされた。彼らが主に問題にし このような医療制度改革に対し 26にも上る州から違憲の訴え 憲法が連邦政府に認めて 改革法は違憲 すなわち連 「強制的 義務化

> 持ち込まれた。 邦控訴裁判所からも様々な判断が この訴訟の行方が不透明化し、連 示され、最終的に訴えは最高裁に 政権時代に任命された判事が初め われた訴訟では、ブッシュ (Jr.) たが、2010年12月ヴァージニ きく取り上げられることはなかっ て違憲の判断を下した。そこから ア州にある連邦地方裁判所で行な 合憲との判断で、メディアでも大 これについてまず連邦地方裁判 が判断を下した。最初の2件は

始まり、 ば、 があった。第一に、原告はそもそ が始まってからでないと訴えが起 きたからである。この法律に従え するペナルティを 権が、保険加入を拒否する者に対 これが問題となるのは、 害が起こってからでしか原告は訴 金に関わる訴訟の場合は、その実 令法(Anti-injunction Act)で、税 に連邦法として成立した反差止命 もこの訴訟を起こす権利を有する えることができないと定めている。 かということである。 最高裁での審理では四つの論点 2014年1月に義務付けが その後ペナルティの徴収 「税」と呼んで 1867年 オバマ政

> こせないことになる。 第二に、義務化条項は憲法が認

であると主張した。

とではないからであるという。 これは新たな市場を作りだすこと させることはできない。すなわち 側は、この条項によって連邦政府 考えられるということである。医 る州際通商を規制する権限として が当初主張したのは、改革法は憲 であり、既存の市場を規制するこ 加入していない者を強制的に加入 する規制はできるが、医療保険に 通商であるといえる。しかし原告 またいで移動することからも州際 療保険は保険を持ったものが州を 法第一章第八条で連邦政府に認め れるかという点である。連邦政府 めた連邦政府の権限として認めら 医療保険に入っている者に対

助金までも失うことにつながり まで引き上げて、その対象者を増 れまで連邦政府から受けていた補 やそうとするものである。原告側 従来の所得基準を一律に133% ケイドの拡大は、メディケイドの ということである。 治権限を侵しているのではないか 拡大は、憲法で認める州政府の統 第三に、メディケイドの強制 その拡大を州政府が拒めばこ 今回のメディ

無効になると主張したのであるであると判断されたら、法律に含まれるその他のプログラムはどうなるのかということである。原告側は、一族け殻」であり、それが無くなったとしたら残りのプログラムは「抜け殻」であり、それが無くなったとしたら残りのプログラムは「抜け殻」であり、それが無くなったとしたら残りのプログラムは「抜け殻」であり、それをそのは「抜け殻」であり、それをそのは「抜け殻」であり、それをそのプログラムは「抜け殻」であり、それをそのプログラムもいかないとした。したがって、義務化条項に違憲判決がでれば、法

3 最高裁判決が出される

たと推測される。
本判決を最高裁が下す背景にあっな判決を最高裁が下す背景にあっな判決を最高裁が下す背景にあっな判決を最高裁の判断に関して

第二に、医療制度改革のいくつはアメリカ経済の約6分の1を占はアメリカ経済の約6分の1を占める医療関連産業の今後に大きな影響を及ぼす。

きこれ、これで関連上なが、上大きな混乱を生じさせる。 「心臓部」を始動させるための準には電全体を無効とすれば行政側に があるのがで行なわれている。 があるでは、2014年にかのプログラムは既に動き出して

なった者が上人である。今回の なって恩恵を受けている人々が存 なった者がもしているプログラムに でに動き出しているプログラムに でに動き出しているプログラムに

会が成立させた医療制度改革を否会が成立させた医療制度改革を否といいて、民主党の大統領に指とされた者が5人、民主党の大統領に指め、行いの票で違憲の判断を下すとすらな判決で、もし共和党系の判事うな判決で、もし共和党系の判事る。それはすなわち共和党系の判事る。それはすなわち共和党系の判事る。それはすなわち共和党系の大統領に指名された者が5人、民主党の大統領に指名された者が5人、民主党の大統領に指名された者が5人、民主党の大統領に指名された。

を高い。 ま高しいうことになる。その結果、最高裁が憲法ではなく政治的 信条に基づいて判断を下したとの は判を受け、人々の信頼も低下す な可能性がある。また「帝王的司 な可能性がある。また「帝王的司 な可能性がある。また「帝王的司 は、という批判が再燃する可能性

このような背景もあり、最高裁は慎重に慎重を期した。最高裁はは慎重に慎重を期した。最高裁はは慎重に慎重を行なう。口頭審理を行なう。口頭審理の医療制度改革に対する口頭審理の医療制度改革に対する口頭審理のとが決められた。このようなうことが決められた。このように審理のための時間を異例の長さにしたことからも、最高裁の慎重さが見て取れた。

先送りすることを回避したといえ

原告側に同意することで、

問題を

した。オバマ政権側はこの点では

口頭審理では、被告、原告側か口頭審理では、被告、原告側かりが出廷し、判らひとりずつ代理人が出廷し、判らひとりずつ代理人が出廷し、判らひとりずつ代理人が出廷し、判の介護に立つ司法省内の地位府側の弁護に立つ司法省内の地位である。原告側は、ブッシュ(上)政権で同じく訟務長官を務めたポール・クレメントであった。

主張して、訴訟は成立すると主張を表示して、訴訟は成立すると主張をしてあるが、実質は通常の税ととしてあるが、実質は通常の税ととしてあるが、実質は通常の税ととしてあるが、実質は通常の税ととしてあるが、実質は通常の税とは性質が異なるため訴訟は有効があるかどがよりは、被告側のオバマ政

第二の義務化条項と州際通商を規制する権限については、医療保規制する権限については、医療保度という点で特別な商品であるから、他の市場と同列で議論すべきら、他の市場と同列で議論すべきがなく、その義務化は州際通商条でなく、その義務化条項と州際通商をあるとした。

出ることはないであろうと強調し社会福祉長官が実際に強硬手段に能性があることを認めたが、保健能性があることを認めたが、保健が大については、法律上はその可拡大については、法律上はその可

体はどうなるかについては、法律条項が違憲と判断されたら法律全最後の点、すなわちもし義務化

反対派からは、保険加入を拒否

の報道を過熱させていった。

の直接の関係性が示されていないの直接の関係性が示されていないであるとした。

上は義務化条項と他のプログラム

悪かった8。特にオバマ政権にと もしそうなった時の影響について ェリリの「失態」もあって、メデ 厳しい質問をしていたことと、ヴ ィ判事がヴェリリに対してかなり な判断を下すアンソニー・ケネデ 保守系判事の中でも時折リベラル えは堂々としていた。質疑応答で であったかのように、その受け答 ントは、 と評した。他方、原告側のクレメ 大学院の一年生のようだった9 Newsは てしまったりした。その様子をUS しまったり、 する際には、 って最も重要な義務化条項を弁護 士の議論とは思えないほど出来が を聞くと、 見えるが、 リリはまともな反論をしたように アは違憲判決が出る可能性と 「ヴェリリは緊張した法学 ほとんどの質問は想定内 政府の要職にある弁護 実際に公開された音声 同じ言葉を繰り返し 答えに行き詰まって

その影響

4

そして6月28日、審判が下された。メディケイドの「強制的」拡た。メディケイドの「強制的」拡た。大については違憲判決が出されたが、改革法の「心臓部」であったが、改革法の「心臓部」であった。義務化条項については合憲であるとされた。合憲判決は5対4であとされた。合憲判決は5対4であしていた州際通商条項ではなく、地として、オバマ政権が当初主張地として、オバマ政権が当初主張地としていた州際通商条項ではなく、地としていた州際通商条項ではなく、地に、本籍を関係を挙げた10。

Pendada Spanicera
Pervitor
Detyni An Art Will
Splain Clearly
Splain Clearly
All Art Spanish Carly
In the telephone many
In the Relation of the Managera Splain Carl
Spanish Cocess of HAUKANE

And Tea Cocess of HAUKANE

The Cocess of HAUKANE
The Cocess of HAUKANE
The Cocess of HAUKANE
The Cocess of HAUKANE
The Cocess of HAUKANE
The Cocess of HAUKANE
The Cocess of HAUKANE
The Cocess of HAUKANE
The Cocess of HAUKANE
The Cocess of HAUKANE
The Cocess of HAUKANE
The Cocess of HAUKANE
The Cocess of HAUKANE
The Cocess of HAUKANE
The Cocess of HAUKANE
The Cocess of HAUKANE
The Cocess of HAUKANE
The Cocess of HAUKANE
The Cocess of HAUKANE
The Cocess of HAUKANE
The Cocess of HAUKANE
The Cocess of HAUKANE
The Cocess of HAUKANE
The Cocess of HAUKANE
The Cocess of HAUKANE
The Cocess of HAUKANE
The Cocess of HAUKANE
The Cocess of HAUKANE
The Cocess of HAUKANE
The Cocess of HAUKANE
The Cocess of HAUKANE
The Cocess of HAUKANE
The Cocess of HAUKANE
The Cocess of HAUKANE
The Cocess of HAUKANE
The Cocess of HAUKANE
The Cocess of HAUKANE
The Cocess of HAUKANE
The Cocess of HAUKANE
The Cocess of HAUKANE
The Cocess of HAUKANE
The Cocess of HAUKANE
The Cocess of HAUKANE
The Cocess of HAUKANE
The Cocess of HAUKANE
The Cocess of HAUKANE
The Cocess of HAUKANE
The Cocess of HAUKANE
The Cocess of HAUKANE
The Cocess of HAUKANE
The Cocess of HAUKANE
The Cocess of HAUKANE
The Cocess of HAUKANE
The Cocess of HAUKANE
The Cocess of HAUKANE
The Cocess of HAUKANE
The Cocess of HAUKANE
The Cocess of HAUKANE
The Cocess of HAUKANE
The Cocess of HAUKANE
The Cocess of HAUKANE
The Cocess of HAUKANE
The Cocess of HAUKANE
The Cocess of HAUKANE
The Cocess of HAUKANE
The Cocess of HAUKANE
The Cocess of HAUKANE
The Cocess of HAUKANE
The Cocess of HAUKANE
The Cocess of HAUKANE
The Cocess of HAUKANE
The Cocess of HAUKANE
The Cocess of HAUKANE
The Cocess of H

判決当日の最高裁前の様子 (筆者撮影)

た11。 した際のペナルティについて、 長止命令法についての議論では が、としなかったのに、 義務化条 が、としなかったのに、 義務化条 が、としなかったのに、 表際化条 が、、 をしているなどという反論が示さ が、、 をしているなどという反論が示さ

それ以上に、最高裁の判決がそれ以上に、最高裁の判決がという意見であった。

ている。 判断を「政治的判断」であったと のロス・ロザットは、 得ることができない考えではある 評価する。 ていたと言われている。ニューヨ すぎていることへの警戒心を持っ 対する司法府の権限が大きくなり に対する)敬意は、 ク・タイムズ紙のコラムニスト ロバーツは、立法府や行政府に そのような(行政府や立法府 「保守派の中では支持を 彼は以下のように述べ 自制的な最高 ロバーツの

> きるものである12」。 役割を考えていたとすれば理解で裁判事が共和国の中における彼の

ることが予想される。 既に改革法が宗教の自由に違反し 東を固めつつある13。 させることによって改革法を破棄 選挙に向けて支持者の動員を強化 こるのか。まず、共和党が11月の ることで、改革法の執行が混乱す 大を拒否する州がいくつか出てく る14。さらに、メディケイドの拡 ているとする訴えが起こされてい 派からの違憲訴訟は今後も続く。 するという目標の下に保守派が結 ット・ロムニー氏を大統領に当選 上下両院の多数を抑え、さらにミ することである。今度の選挙で、 判決が下された後何 また、保守 が

個人への民間保険の加入義務付けについては合憲であると決着した。これは少なくとも短期的にはひっこれは少なくとも短期的にはひっこれは少なくとも短期的にはひっこれは少なくとのの光進国と同じよって、回民情保険が実現すると、

時期なのである。改革法には、被由で公的保険の縮小に動いているただ、今や多くの国が財政的理

問題と高齢化問題を抱えており 置かれ、医療の質の問題は二の次 保険者の量的拡大にばかり重点が 裕がないのが現状である。 政府が十分な質の保障までする余 ている。しかし、アメリカも財政 になっているという批判がなされ

アメリカの医療分野における

奨励金I―A―2、科学研究費補 南山大学2012年度パッへ研究 なわれた研究の成果の一部である。 であるといえる。 に向かうのかは注目に値するもの なっていくとすれば、それがどこ 公」の部分がこの判決で大きく 本稿は以下の補助金によって行 (若手研究 (B) 研究課題番号

他の最高裁判事は、

内閣が任命

課題番号[23330041])。

[22730128]、基盤研究

 $\widehat{\mathbf{B}}$

研究

7. 21)

し天皇が認証するという手続きを

ディソン事件に対する判決である。 2 違憲立法審査権を確立したの この判決でマーシャルは、 は、1803年のマーベリー対マ 議会で

No.2502 (2012.

規定した当時の裁判所法13条が憲 gov/j/jusaj-constitution.html. (以 3 合衆国憲法の全文は以下を参 法に反しており無効であるとした。 http://aboutusa.japan.usembassy 在日本米国大使館、

7月1日に確認した)。 son, "Has the Supreme Court 論は以下を参照。James Q. Wil-(October 2003), Gone Too Far?" 4 連邦最高裁の権力についての議 Commentary

ary 14, 2012) Health Insurance," Gallup (Febru-**5** Elizabeth Mendes, "Fewer supreme-court-gone-too-far/. http://www.gallup.com/poll/1526 Americans Have Employer-Based

21/fewer-americans-employerhttp://www.whitehouse.gov/reali-Insurance Reform Reality Check," based-health-insurance.aspx. White House, "Health

reform FAQ: A CNN Guide to the 7 裁判の論点については以下を参 Bill Mears, "Health care

> Supreme Court's Arguments,"

faq/index.html. http://www.cnn.com/2012/03/25 /politics/scotus-health-care

いる。 8 音声データは以下で公開されて United States, Supreme Court of the

下ウェブサイトは全て2012年

http://www.supremecourt.gov/.

eral Donald Verrilli Blow the Case 9 Ben Jacob, "Did Solicitor Genon Obamacare?" (March 27, 2012), U.S.News

well-does-it-matter.html. general-donald-verrilli-did-not-do icles/2012/03/27/u-s-solicitor http://www.thedailybeast.com/art

magazine.com/article/has-the-

http://www.commentary-

ര° Supreme Court of the United 10 判決の全文は以下にて入手でき

http://www.supremecourt.gov/op ited-victory-for-limited-govern-28/obamacare-silver-linings-a-lim ited Government," Todd Gaziano, "Obamacare Silver inions/11pdf/11-393c3a2.pdf. http://blog.heritage.org/2012/06/ Linings: A Limited Victory for Lim-11 反論の例としては以下を参照。

> 12 Ross Doutaht, "John Robert's Decision," New York

cal-decision/. http://douthat.blogs.nytimes.com /2012/06/28/john-roberts-politi

Repeal," Politico, Manu Raju and Jake Sherman 手順については以下を参照。 13 議会で共和党が勝利した時に想 "The Republican Recipe for 定される改革法を破棄するための

ories/0612/78002.html http://www.politico.com/news/st

mail/email.htm?CID=12419802124 Greater as Obamacare Upheld," えの根拠については以下を参照。 7a8cd334f34e322a2&ei=skp4pX8N CA92474D6C&h=3e1c387d1ef140b&ch=0F7BEA4A41244D0D246BB7 http://links.heritage.org/hostede Religious Liberty Concerns Grow Jennifer Marshall and Sarah Torre 14 宗教の自由を侵害するという訴